

第 7 8 2 号
令和元年 9 月

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	27	1
・天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則	28	1
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	203	2
・放置自転車等の保管について	204	3
・公示送達について	205	3
・放置自転車等の保管について	206	3
・放置自転車等の保管について	207	3
・放置自転車等の保管について	208	4
・放置自転車等の保管について	209	4
・放置自転車等の保管について	210	4
・放置自転車等の保管について	211	4
・放置自転車等の保管について	212	4
・天理市道路線の区域変更及び供用の開始について	213	4
・放置自転車等の保管について	214	5
・抑留犬の公示について	215	5
・公示送達について	216	5
・放置自転車等の保管について	217	5
・放置自転車等の保管について	218	6
・令和元年第 3 回天理市議会定例会の招集について	219	6

・公示送達について	220	6
・放置自転車等の保管について	221	6
・放置自転車等の保管について	222	6
・放置自転車等の保管について	223	6
・放置自転車等の保管について	224	7
・放置自転車等の保管について	225	7
・放置自転車等の保管について	226	7
公 告	番号	頁数
・農用地利用集積計画について	43	7
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	11	7
公営企業	番号	頁数
・令和元年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	20	7
・令和元年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	21	8
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	8	8
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について【告示】	10	8
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	11	8
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	9	9

規 則

(令和元年 9 月 1 日 掲示済)

天理市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年 9 月 1 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 27 号

天理市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則
天理市文化センター条例施行規則（平成 27 年 3 月天理市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 3 項第 2 号中「前 3 月」を「前 6 月」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(令和元年 9 月 1 日 掲示済)

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年9月1日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市民会館条例施行規則（昭和48年6月天理市規則第18号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項第2号中「3月前」を「6月前」に改める。

様式第4号中

「

使 用 施 設	
------------	--

を

」

「

使 用 施 設	1 ホール	2 楽屋（大）	3 楽屋（小）
	4 化粧室	5 来賓控室	6 大会議室
	7 中会議室（1・2・3・4）		
	8 小会議室（1・2・3）		
	9 和室（1・2・3・4）	10 託児室	

に改

」

める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

（令和元年8月7日揭示済）

天理市告示第203号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年8月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
令和元年8月7日
- 3 移動対象区域
天理市平等坊町176番地1先
放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和元年8月7日から令和元年10月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001

(令和元年 8 月 7 日 掲示 済)

天理市告示第 204 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 7 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

令和元年 8 月 7 日

3 移動対象区域

近鉄・JR 天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

令和元年 8 月 7 日から令和元年10月 5 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(令和元年 8 月 8 日 掲示 済)

天理市告示第 205 号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律226号）第20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年 8 月 8 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和元年 8 月 9 日 掲示 済)

天理市告示第 206 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 9 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 13 日 掲示 済)

天理市告示第 207 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 13 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 14 日 掲 示 済)

天理市告示第 208 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 14 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 15 日 掲 示 済)

天理市告示第 209 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 15 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 19 日 掲 示 済)

天理市告示第 210 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 19 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 19 日 掲 示 済)

天理市告示第 211 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 19 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 21 日 掲 示 済)

天理市告示第 212 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 21 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 22 日 掲 示 済)

天理市告示第 213 号

天理市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から 1 月間一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 22 日

天理市長 並 河 健

- 1 道路の種類 市道
- 2 供用開始の区間

区域変更

	路線番号	路線名	区間先番地		新旧別	幅員 (m)		総延長 (m)
			起点	終点		最大	最小	
1	1 5 3	勾田西線	勾田町	勾田町	新	16.00	3.40	777.80
			市道 4 号線分岐	市道73号線合接	旧	16.00	3.40	777.80
2	2 3 8	前裁北線	前裁町	前裁町	新	5.20	2.00	158.89
			市道1 6 3号線分岐	市道4 1 4号線合接	旧	5.15	2.00	158.89

(令和元年 8 月22日 揭示済)

天理市告示第2 1 4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月22日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月23日 揭示済)

天理市告示第2 1 5号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第 6 条第 8 項（第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

令和元年 8 月23日

天理市長 並 河 健

保護日時 令和元年 8 月22日
 保護場所 天理市柳本町
 種類 雑種
 性別 メス
 体格 小～中
 毛色 茶
 首輪 茶色・革製

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続をしてください。

(令和元年 8 月23日 揭示済)

天理市告示第2 1 6号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第1 9 2号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律2 2 6号）第20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年 8 月23日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、揭示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和元年 8 月26日 揭示済)

天理市告示第2 1 7号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月26日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 26 日 掲 示 済)

天理市告示第 218 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 26 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 27 日 掲 示 済)

天理市告示第 219 号

令和元年第 3 回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 8 月 27 日

天理市長 並 河 健

記

1 期 日 令和元年 9 月 3 日

2 場 所 天理市役所議事場

(令和元年 8 月 27 日 掲 示 済)

天理市告示第 220 号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律226号）第20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年 8 月 27 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和元年 8 月 27 日 掲 示 済)

天理市告示第 221 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 27 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第 222 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 30 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 8 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第 223 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 30 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 2 日 揭示済)

天理市告示第224号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和元年 9 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
 - 2 撤去日
令和元年 8 月 31 日
 - 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和元年 9 月 2 日から令和 2 年 2 月 28 日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- (以下 略)

(令和元年 9 月 2 日 揭示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 9 月 2 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 5 日 揭示済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年 9 月 5 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

公 告

(令和元年 8 月 31 日 揭示済)

天理市公告第43号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和元年 8 月 31 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(令和元年 8 月 19 日 揭示済)

天教告示第11号

令和元年 8 月 22 日午後 2 時から 8 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

令和元年 8 月 19 日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

公営企業

(令和元年 8 月 27 日 揭示済)

天理市上下水道局公告第20号

平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について
 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。
 令和元年 8 月 27 日

天理市上下水道事業の管理者
 天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 9 処理分区	東井戸堂町の一部

（令和元年 8 月 29 日 掲示済）

天理市上下水道局公告第21号

平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について
 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。
 令和元年 8 月 29 日

天理市上下水道事業の管理者
 天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 1 処理分区	別所町の一部

（令和元年 8 月 30 日 掲示済）

天理市上下水道局告示第 8 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
 令和元年 8 月 30 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
 令和元年 8 月 30 日

天理市上下水道事業の管理者
 天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 榑中部トータルサービス
 代表者 福上 富男
 住 所 奈良県橿原市内膳町 5 丁目 5 - 9

（令和元年 8 月 30 日 掲示済）

天理市上下水道局告示第10号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について
 令和元年 8 月 30 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。
 令和元年 8 月 30 日

天理市上下水道事業の管理者
 天理市長 並 河 健

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商 号 島田水道設備
 代表者 島田 勉
 住 所 奈良県橿原市五井町 2 7 6 - 3

（令和元年 8 月 30 日 掲示済）

天理市上下水道局告示第 11 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
 令和元年 8 月 30 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
 令和元年 8 月 30 日

天理市上下水道事業の管理者
 天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 （株）島田水道設備
 代表者 島田 勉

住 所 奈良県橿原市五井町276-3

(令和元年 9 月 5 日 掲示 済)

天理市上下水道局告示第 9 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和元年 9 月 5 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和元年 9 月 5 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 奈良水道サービス

代表者 藤澤 正憲

住 所 奈良県生駒市上町1069-6